

令和6年11月 西之表市農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 令和6年11月25日（月） 9時00分開会

2. 開催場所 西之表市役所 議会棟3階 第3委員会室

3. 出席委員 12名

職名	議席番号	氏名	職名	議席番号	氏名
会長	4番	脇田 峰生	委員	7番	入鹿山 君徳
職務代理者	11番	中村 裕臣	委員	8番	窪田 良二
委員	1番	河本 アツミ	委員	9番	鮫島 貞人
委員	2番	鮫島 繁樹	委員	10番	欠席
委員	3番	日高 仙三	委員	12番	日笠山 昭代
委員	5番	中村 逸夫	委員	13番	古田 新一
委員	6番	山下 正	委員	14番	欠席

4. 欠席委員 2名 10番 深田 広文

14番 名越 直樹

5. 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 報告第12号 合意解約等について
- 第 3 議案第62号 農地法第3条の規定による許可について
- 第 4 議案第63号 農業振興地域整備計画変更に係る意見について
- 第 5 議案第64号 農地法第5条の規定による許可について
- 第 6 議案第65号 非農地証明について
- 第 7 議案第66号 農用地利用集積計画策定に係る意見について
- 第 8 議案第67号 農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について

○事務局

皆さん、おはようございます。

少し時間が早いですけれども出席予定の方は来られていますので、会をはじめたいと思います。

本日は、深田委員、名越委員から欠席の連絡を受けています。

それでは定足数に達していますので、これから令和6年11月西之表市農業委員会定例総会を開催します。

なお、会議中は携帯電話の電源をお切りになるか、マナーモードに設定をお願いします。

また、退席するときは議長の許可をもらってから退席してくださいますようお願いします。

それでは、開会にあたり、会長にご挨拶いただき、その後、議事進行をお願いします。

○会長

改めまして皆さん、おはようございます。

令和6年11月西之表市農業委員会定例総会の案内をしましたところ、委員の皆様には、ご出席いただき誠にありがとうございます。

また、10月28日には農地利用最適化推進会議、29日には視察研修と鹿児島で勉強してきました。

11月も後半となりまして、今年もあと残すところ1ヶ月と少々となってきました。

サトウキビの収穫時期についてですが、糖業会社の操業期間が12月3日から4月21日までとのことです。

令和6、7年度産のサトウキビの反収見込みは、11月1日時点で5年度実績の354キロ増の6トン420キロです。

作付面積が15ヘクタール増えていて、689町歩から704町歩に、生産量は3,402トン増えて41,777トンから45,179トンになる見込みだそうです。

また、品種は皆さんご存知の「はるのおおぎ」が全体の61%ということです。

サビ病が発生していると聞いていますけれども、今のところのところ順調に生育しているようです。

先日、中種子で糖業の臨時総会がありました。その中で、農家の数が減っている割に面積が減っていないということで、機械刈りが90%ぐらいを占めるようです。機械刈りの機械が古くなって、新たに更新するのは難しいということです。精脱の機械が足りない、人が足りないということなので、無精脱を多くしたらどうかと提案しました。無精脱で試験操業を確か2年ぐらいしているんですけども、その結果がどうなのか質問をしたところ、作業が一覧の流れでやっているので無精脱だけの結果が出ていないということでした。諸事情もあるでしょうけれども、できるだけ無精脱で受け入れていただければ、もっと反収が上がるのではないかと、質問をしてきました。

また、最近本当に朝晩涼しくを通り越して寒くなってきました。昼と夜の温度差が非常に大きいので体調管理には気をつけていただきたいと思います。

ゴタゴタ言いましたが、開会の挨拶とします。

また、議事運営がスムーズに進みますように皆様のご協力をお願いします。

○議長

ただいまから本日の会議を開催します。

本日の日程は、配付しています議事日程のとおりです。

まず日程第1、西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員の指名を行います。

12番 日笠山委員、1番 河本委員を指名します。

次に、日程第2、報告第12号「合意解約等について」です。事務局の報告を求めます。

○事務局

日程第2、報告第12号「合意解約等について」を報告します。資料は1ページです。

今月の合意解約は1番から7番までで台帳現況地目畑が9筆7,973平米の合意解約がありました。

以上で説明を終わります。

○議長

続きまして日程第3、議案第62号「農地法第3条の規定による許可について」を議題とします。議案の説明をお願いします。

○事務局

日程第3、議案第62号「農地法第3条の規定による許可について」の説明をします。資料は2ページです。

国上校区桜園地区です。現況地目畑の1筆で面積1,288平米を贈与により所有権移転するものです。

以上で説明を終わります。

○議長

ただ今、事務局から説明がありました。

続いて担当委員からの報告をお願いします。番号1について5番委員をお願いします。

○5番委員

おはようございます。5番です。

11月20日水曜日午前8時、本人立会いのもと、担当推進委員と現地の確認をしました。現地は桜園の集落内にあり、現在はサトウキビが植えられていました。

譲渡人と譲受人との関係は甥と叔父の関係にあり、申請地は譲渡人の父親が所有していた農地で、生前から弟である譲受人に譲ると言っていたのですが、そのままにしておいて、現在に至ったそうです。

譲受人は、若い頃は内地の企業で働いていて、定年後、現在の生まれ育った桜園に帰って来られたそうです。81歳と高齢ですが、とても元気で毎日のように近所の畑で野菜等を耕作されているそうです。

譲渡人には電話にて確認をしています。

これで報告を終わります。どうかよろしくをお願いします。

○議長

ただいま担当委員から説明がありました。

この件につきまして皆様から質疑等がありましたら挙手でお願いします。

(挙手なし)

○議長

無いようですので、これから議案第62号「農地法第3条の規定による許可について」の採決を行います。

原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は許可することに決定しました。

続きまして日程第4、議案第63号「農業振興地域整備計画変更に係る意見について」と、日程第5議案第64条「農地法第5条の規定による許可について」は関連がありますので、まとめて議題とします。議案説明をお願いします。

○事務局

日程第4、議案第63号と日程第5、議案第64号を一括して説明します。

資料は3ページから6ページです。

1番です。申請地は榕城校区小牧野地区の2筆で、台帳現況地目畑、面積500平米、台帳現況地目原野、面積946平米です。

変更理由は、申請地に子供の一般住宅と道路を整備したいとのことで、転用申請は来年度になる予定です。

続きまして3ページの2番、5ページの1番です。

申請地は下西校区上石寺地区の台帳現況地目畑2筆で、面積1,405平米と、公衆用道路1筆で面積146平米です。

申請理由は、以前転用許可を得ている隣接地の事業拡大に伴い、申請地に駐車場を整備したいとのことです。

農地区分は農業振興地域整備計画において、農用地区域とされた区域内の農地ですが、利用目的を「駐車場、公衆用道路」に変更するために区域内から除外するものです。

周辺は畑、道路、宅地がありますが、被害防除計画書及び被害防除誓約書が提出されていることから、転用による周囲への被害はないと思われれます。

資金調達については、残高証明で確認が取れており、転用を行う資金力があると認められることから、転用は確実に行われると思います。

土地の条件は、農振農用地区域外となった後は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団との未整備であることから、第2種農地の「その他の農地」に該当すると判断されます。

続きまして資料3ページの3番と5ページの2番です。

申請地は下西校区上石寺地区で台帳現況地目畑の2筆、面積2,477平米と、公衆用道路1筆の面積32平米です。

申請理由は、事業展開によって代理店、駐車場、資材置場を整備したいとのことです。

農地区分は農業振興地域整備計画において、農用地区域内とされた農業区域内の農

地ですが、利用目的を「代理店、駐車場、資材置場、公衆用道路」に変更することから区域内から除外するものです。

周辺には畑、道路、宅地がありますが、被害防除計画書及び被害防除誓約書が提出されていることから、転用による周囲への被害はないと思われま

す。資金調達については通帳の写しによって確認が取れており、転用を行う資金力があると認められることから転用は確実に行われると思

います。続きまして資料3ページの4番と5ページの3番です。

申請地は上西校区横山地区です。台帳現況地目田の2筆で面積3,418平米、コンテナハウス利用者及び事務所の利用者の駐車場として整備する

ものです。農地区分は農業振興地域整備計画において農用地区域内農地ですが、利用目的を「駐車場」と変更することから区域内から除外する

ものです。周辺は畑、道路、宅地がありますが、被害防除計画書及び被害防除誓約書が提出されていることから、転用による周囲への被害はないと思われ

ま

す。資金調達については、残高証明によって確認が取れており、転用を行う資金力があると認められることから、転用は確実に行われると思

います。続きまして、資料4ページの5番と5ページの4番です。

申請地は榕城校区本立地区の2筆で、台帳現況地目畑の面積4,541平米で、駐車場及び資材置場を整備する

ものです。農地区分は農業振興地域整備計画において、農用地区域内の農地ですが、利用目的を「駐車場、資材置場」に変更することから区域内から除外する

ものです。周辺は畑、道路、宅地がありますが、被害防除計画書及び被害防除誓約書が提出されていることから、転用による周囲への被害はないと思われ

ま

す。資金調達については残高証明によって確認が取れており、転用を行う資金力があると認められることから、転用が確実に行われると思

います。続きまして5ページの5番です。申請地は、安納校区下郷地区で台帳現況地目畑の1筆で面積が802平米を資材置場として整備する

ものです。農地区分は、農振農用地区域外で、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の未整備農地であることから、第2種農地の「その他の農地」に該当すると判断され

ま

す。周辺は畑、宅地があるものの被害防除計画書及び被害防除誓約書が提出されていることから、転用による周囲への被害はないと思われ

ま

す。資金調達については残高証明によって確認が取れており、転用を行う資金力があると認められることから、転用は確実に行われると思

います。続きまして6ページの6番、7番、8番は住吉校区上能野地区で転用者が同じ事業ですので一緒に説明します。6番は台帳現況地目田で面積が1,137平米、7番は台帳現況地目田の2筆の面積888平米、8番は台帳現況地目田の1筆で面積522平米です。転用理由は

当すると判断されます。

周辺は畑、道路、宅地がありますが被害防除計画書及び被害防除誓約書が提出されていることから、転用による周辺への被害はないと思われま

す。資金調達については、借入証明書によって確認が取れており、転用を行う資金力があると認められることから、転用は確実に行われると思

います。続きまして、6ページの9番です。現和校区上之町地区です。台帳現況地目畑の1筆で面積は727平米です。

転用理由は牧草のロール置場として利用するものです。

農地区分は、農振農用地区域外で、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の未整備農地であることから、第2種農地の「その他の農地」に該当すると判断されます。

周辺は畑、道路、宅地がありますが、被害防除計画書及び被害防除誓約書が提出されていることから、転用による周囲への被害はないと思

います。資金調達については、残高証明によって確認が取れており、転用を行う資金力があると認められることから、転用が確実に行われると思

います。続きまして6ページ、10番です。下西校区池野地区です。台帳現況地目畑の1筆で面積が1,265平米で、コンテナ宿泊施設を建設するもの

です。農地区分は、農振農用地区域外で、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の未整備農地であることから、第2種農地の「その他の農地」に該当すると判断されます。

周辺は畑、道路、宅地がありますが、被害防止計画書及び被害防除誓約書が提出されていることから、転用による周囲への被害はないと思

われま

す。資金調達については借入証明によって確認が取れており、転用を行う資金力があると認められることから、転用は確実に行われると思

われま

す。続きまして6ページの11番です。榕城地区上之原町地区です。台帳現況地目は畑の1筆で面積は497平米で、申請地に一般住宅を建築するものです。農地区分は、農振農用地区域外で、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の未整備農地であることから、第2種農地の「その他の農地」に該当すると判断されます。

周辺は畑、道路、宅地がありますが、被害防災計画書及び被害防除誓約書が提出されていることから、転用による周囲への被害はないと思

われま

す。以上で説明を終わります。

○議長

事務局から説明がありました。この件につきましては、11日に合同現地調査が行われてい

○3番委員

3番です。

11月11日、6番山下委員、各地区の担当委員、推進委員、立会い人とともに現

地調査を行いましたので報告します。

まず、農業振興地域整備計画変更についての1番です。申請地は榕城校区小牧野地区にあります。一般住宅を息子さんのために作りたいという申請です。農地を500平米に分筆した1段目に一般住宅を作りたいということです。残った部分は、農地として利用するという事でした。

次の2段目ですが、以前非農地申請した農地の隣接地です。原野ですが、道路として利用する為に農振地域の農用地区域内から除外をするという事ということです。

続きまして、2番です。申請地は上石寺地区にある農地です。

申請人が隣接地に事業用施設の建設のための転用許可を得ているという事ですが、駐車場が足りないという事申請地を転用して駐車場として利用したいという事です。転用しても周辺には影響はないだろうという事転用許可しても問題ないと意見が一致したところでした。

続きまして3番です。同じ上石寺地区にある2番のそばにある農地です。申請人は事業の展開に伴い駐車場、代理店、資材置場を整備したいという事です。

これに関しましても、周辺に影響がないだろうという事転用しても問題ないと意見の一致をみたところでした。

続きまして4番です。上西校区横山地区でわらび苑の近くにある農地です。

申請地の近くに以前、コンテナハウスの申請をし、転用許可を得ており、それに伴う宿泊客の駐車場が必要であるという事申請地を取得して駐車場として利用したいという事です。

続きまして、5番です。榕城校区本立地区にある農地です。県道から物流センターに曲がるところの近くにある農地です。

申請人の息子さんの自宅の近くに資材置場等を借りているんですが、「他に移ってくれ」という事今回、申請地に重機用駐車場と資材置場を建設したいという事です。すでに一部整地しており、これに関しても、顛末書を提出してもらい、農振除外の許可が3月に下りてから転用許可となることから、「許可が下りるまではそのままにしてください。」と話しました。

農業振興地域整備計画の変更に係る規定についての調査結果は以上です。

続きまして、農地法第5条の規定による許可についての報告をします。

1番、2番、3番、4番につきましては、「農業振興地域整備計画の変更に係る規定について」で説明をしましたので、省かせていただきます。

5番です。安納校区下郷地区にある農地です。申請地は市道沿いにある農地です。

申請人は、浄化槽設備等の工事を行う方です。申請地の隣の家が申請者のおじいさんの家で、以前は、家庭菜園として利用していたんですが、今回、おじいさんの家を馬毛島の業者に貸していて、ここはもう農地として利用できないという事申請地を資材置場として利用したいと転用申請をしたという事です。

周りに対する影響もないという事、許可相当という意見の一致を見たところでした。

続きまして6番、7番、8番ですが、転用者が一緒に、場所は住吉校区の能野海水浴場から少し行ったところにある農地です。

6番に関しましては、台帳地目は田ですが、現況は少し荒れています。ここにコン

テナハウスを作りたいということです。

7番に関しても、台帳地目は田ですが、現況としては、荒れています。

8番に関しましても、台帳地目は田ですが、もう長年使ってないということでした。

6、7、8番とも周りに対する影響はないだろうということで、許可相当と意見の一致を見たところでは。

9番です。現和にある農地です。申請地の隣接地に畜産農家である申請人の牛舎がありまして、その牛舎のそばにロール置場を作りたいということです。

周りに対する影響もないだろうということで許可相当と意見の一致を見たところでは。

続きまして10番です。下西校区池野地区にある農地です。譲受人は宮崎の方ですが、ここにコンテナの宿泊施設を作りたいということです。

場所は池野地区の池田パンの近くにある農地で、側溝等も周りにありますので、排水等も十分できるということで、周辺への影響はないだろうということで許可相当と意見の一致を見たところでは。

続きまして11番です。場所としては、榕城校区上之原町地区の県道沿いにある農地です。

申請地に娘さんの住宅を作りたいということです。

ここに関しましても、側溝等ありますので、排水等も十分できることから周辺への影響はないだろうということで、許可相当の意見の一致を見たところでは。以上です。

○議長

ただ今、調査委員長から報告がありました。この件につきまして、担当委員の補足説明がありましたらお願いします。

まず、除外の1について、14番委員をお願いします。

○事務局

14番委員は本日欠席で、伝言を受けています。

調査委員長の報告の通りということです。

○議長

続きまして除外の2、3と5条の1、2について11番委員をお願いします。

○11番委員

11番です。調査委員長の報告通りです。ただ、5条の2番についてですが、資材置場が奥になるので、油漏れとかが無いようにと話をしたことを報告させていただきます。以上です。

○議長

続いて除外の4と5条の3を12番委員をお願いします。

○12番委員

12番です。調査委員長の報告通り間違いはございません。以上です。

○議長

続きまして除外の5と5条の4を14番委員をお願いします。

○事務局

14番委員の代わりに報告します。こちらも調査委員長の報告通りです。

○議長

続きまして5条の5は、担当が調査委員長で先ほど報告の通りですので、省略します。

続きまして5条の6から8を6番委員お願いします。

○6番委員

6番です。これに関しても調査委員長の報告通り間違いありません。

○議長

続きまして5条の9を9番委員お願いします。

○9番委員

9番です。調査委員長の報告通りで、私も現地確認して間違いありません。よろしくお願いします。

○議長

それでは5条の10番を11番委員お願いします。

○11番委員

11番です。調査委員長の報告通りです。以上です。

○議長

続きまして5条の11番を14番委員お願いします。

○事務局

14番委員の代わりに報告します。調査委員長の報告通りです。

○議長

ただ今、担当委員の補足説明がありました。この件につきまして、皆さんから何か質疑等がありましたら、挙手でお願いします。

(挙手なし)

○議長

無いようですので、質疑を終了し、これから採決をします。まず、議案第63号「農業振興地域整備計画変更に係る意見について」の採決を行います。

原案の通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は承認することに決定しました。

続きまして、議案第64号「農地法第5条の規定による許可について」の採決を行います。

原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので本案は許可することに決定しました。

なお、除外を同時申請している案件については、除外後の許可となります。

続きまして、日程第6、議案第65号「非農地証明について」を議題とします。事務局、説明をお願いします。

○事務局

日程第6、議案第65号「非農地証明について」を説明します。資料は7ページです。

場所は下西校区壅泊地区です。台帳地目は畑ですが、現況は雑種地となっています。

申請地は、平成16年8月26日に一般住宅建築目的で転用許可されましたが、その後体調不良で資金調達ができず、許可の取り消し申請が提出されました。

ハエも敷かれており、現況雑種地となっています。交付基準2に基づく申請です。以上で説明を終わります。

○議長

この件につきましても11日に合同現地調査が行われていますので、調査委員長の報告をお願いします。

○3番委員

3番です。「非農地証明について」の合同現地調査の報告をします。

農地の場所は、種子島警察署近くの農地になります。

事務局から説明があったように、平成16年8月に一般住宅の建築目的で転用申請がなされ、許可が下りたところです。その後いろいろ体調不良とかで建築がなされていない状態でした。

農地の状態としては、建築予定であったため建築用のハエが敷かれていました。周りの農地に対しましては、少し荒れておりA判定だということです。

隣には家が建っています。これはもう農地にも変えられないということで、周りに影響はなく、許可相当だということで、意見の一致を見たところです。

以上です。

○議長

ただいま調査委員長から報告がありました。

この件につきまして担当委員から補足説明がありましたらお願いします。

○11番委員

11番です。この農地につきましては利用状況調査のときにずっと気になっていまして、平成16年の転用許可のことは知らなくてハエが敷かれていて、B判定で報告をしていたところでした。今回の申請で、畑で利用する方もいないし、畑に戻す予定もなく、周りも荒れてきているので、今回の申請通り許可相当と思いました。

以上です。

○議長

ただいま担当委員から補足説明がありました。

この件につきましては、何か質疑等がありましたら挙手でお願いします。

(挙手なし)

○議長

無いようですので、これから議案第65号「非農地証明について」の採決を行います。

原案の通り承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は承認することに決定しました。

続きまして日程第7、議案第66号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」を議題とします。議案説明をお願いします。

○事務局

日程第7、議案第66号「農地利用集積計画策定に係る意見について」の説明をします。資料は8ページです。

所有権の移転です。移転の時期は令和6年12月1日で地目畑、面積49,826平米です。所有権を移転する者3人、所有権の移転を受ける者2人です。

内訳は9ページを詳細は10ページから18ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

○議長

それでは担当委員の報告をお願いします。整理番号1については私が担当ですので報告します。

○4番委員

11月21日に担当推進委員、譲受人立会いのもと現地の確認をしました。

北松ノ隅は、割り畑でこれから作付けの準備をするということでした。

牛次郎は、ハウスをいっぱい作っていたところで、現在ハウスの片付けが終わりまして、これから作付けの準備ができたところでした。

譲受人は、榕城校区平田地区在住の酪農を中心とする農地所有適格法人で、今回、譲渡人の財産処分の相談があり、申請となったそうです。

譲渡人には、電話をしまして、条件等間違いないことを確認しています。1番の報告を終わります。

○議長

次に整理番号2の報告を12番委員をお願いします。

○12番委員

12番です。整理番号2について報告します。

11月21日、譲受人、担当委員、担当推進委員立会いのもと、現地調査を行いました。

譲受人は、榕城校区平田地区在住の酪農を中心とする農地所有適格法人です。今回、譲渡人の財産処分の相談等があり、申請となったとのことでした。現地は2枚とも何年も前から耕作されず放置されて荒れていますが、そこを整地し、サトウキビを作付するとのことでした。

譲渡人には、申請内容について電話で確認をしています。

以上のことから許可相当と考えます。以上です。

○議長

整理番号3につきまして14番委員の報告をお願いします。

○事務局

14番委員は欠席ですので、事務局で報告します。

この農地は以前、譲受人から譲渡人に所有権移転を受けた土地です。

今回、耕作を続けるのが厳しいということで、譲受人に戻す形になりました。

譲受人は、農地所有適格法人なので、許可後の農地を効率的に活用していくと思わ

れ、許可相当と思われます。

○議長

ただいま担当委員から報告がありました。この件につきまして皆さんから質疑等ありましたら、挙手をお願いします。

(挙手なし)

○議長

無いですので、議案第66号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」の採決を行います。

原案の通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので本案は承認することに決定しました。

続きまして日程第8、議案第67号「農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について」を議題とします。事務局、議案説明をお願いします。

○事務局

日程第8、第67号「農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について」です。資料は19ページです。

まず、所有者から鹿児島県地域振興公社への利用権設定を説明します。

1段目です。期間が令和6年12月31日から令和11年12月30日までの5年間、田が3,548平米、畑が26,011平米の合計29,559平米で利用権の設定をする者は4人、利用権の設定を受ける者1人です。

2段目です。期間が令和6年12月31日から令和16年12月30日までの10年間、田5,027平米、畑4,639平米、合計9,666平米、利用権の設定をする者4人、利用権の設定を受ける者1人です。

内訳は20ページを詳細は21ページから31ページをご覧ください。

続きまして、鹿児島県地域振興公社から耕作者への利用権設定です。資料は32ページです。

1段目です。期間が令和6年12月31日から令和11年12月30日までの5年間、田3,548平米、畑26,011㎡、合計29,559平米、利用権の設定をする者1人、利用権の設定を受ける者4人です。

2段目です。期間が令和6年12月31日から令和16年12月30日までの10年間、田5,027㎡、畑4,639平米、合計9,666平米、利用権の設定をする者1人、利用権の設定を受ける者4人です。

内訳は、33ページを詳細は34ページから41ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

○議長

ただいま事務局から説明がありました。農用地利用集積等促進計画につきましては担当委員からの報告はありません。この件につきまして皆さんから何か質疑等ありましたら挙手をお願いします。

(挙手なし)

○議長

無いようですのでこれから議案第67号「農地利用集積等促進計画策定に係る意見について」の採決を行います。

原案の通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

以上をもちまして本日の議事は終了しました。

なお、農業委員会法第14条及び20条において農業委員、推進委員は「職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。」となっていますので、ご注意ください。

会 長 _____ 印

1 2 番 委 員 _____ 印

1 番 委 員 _____ 印